

第4章 施策の方向性

本章では、第3章で定めた5つの基本方針に基づき実施する施策の基本的方向を示します。その上で、新たな課題への対応とともに5つの基本方針を総合的・横断的視点で推進する環境行政の方針に基づく施策の方向性を示します。

4.1. 健全な生活環境が保全される都市

主要課題

大気汚染対策

- ✓ 大気汚染については、事業所への立入検査などを引き続き実施し、健康被害の発生を未然に防止するとともに、測定・監視を効率的に行い、健康影響が生じる恐れがある場合は、速やかに市民・事業者へ周知する必要があります。

水質保全対策

- ✓ 水質汚濁については、公共用水域の常時監視や特定事業場への立入検査などに引き続き取り組み、水質の保全を図っていく必要があります。
- ✓ 佐鳴湖などの閉鎖性水域については、市民・事業者・行政が協力・連携して、公共下水道への接続促進や合併処理浄化槽への設置替え促進といった流域対策や肥料の適正使用や流出防止といった面減負荷対策などの水質浄化対策のほか、生物の保全・周辺環境の整備を含めた総合的な対策を進める必要があります。
- ✓ 色汚染問題については、着色度測定により監視を行うとともに、地元代表者・学識者・行政など多様な関係者が協働して、効果的で経済的合理性のある脱色方法の検討を進める必要があります。

音・かおり・光に関する生活環境の保全及び創造

- ✓ 「音・かおり・光条例」の周知啓発などを通じて、市民一人ひとりの感覚公害に対する認知度を高め、市民や事業者による自主的な感覚公害の防止の取り組みを促し、市民が求める快適な生活環境の創造を図ることが必要です。

4.1.1. 大気汚染対策

4.1.1.1. 工場・事業場におけるばい煙など排出削減対策

➡ 施策の基本的方向

leaf 法令に基づく規制対象事業所への立入検査

ア 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「大防法」という。）に基づく規制

対象事業所へ立入検査を実施し、ばい煙などの排出削減のため適正な指導を行います。

4.1.1.2. 自動車排出ガス対策

☞ 施策の基本的方向

- ⌚ 公共交通機関の利用率の向上
- ⌚ 安全な歩行者・自転車走行空間の整備の推進
- ⌚ 道路改良による渋滞対策の推進
- ⌚ 次世代自動車の普及、関連技術の開発・製品化

ア 市民の生活を支えるために必要な公共交通サービスを維持するとともに、地域が主役となって育てる持続可能な公共交通を目指し、地域の実情に合うよう運行形態の改善を検討します。

イ 公共交通機関の利用を高めるために、主要な鉄道駅、大型商業施設、総合病院などと連携し、パーク&ライドやサイクル&ライドを推進します。

ウ 歩行者や自転車にも安全な歩行空間と自転車走行空間の整備を進めます。

エ 渋滞多発ポイントにおける交差点の改良及び道路の拡幅事業などにより渋滞対策を進めます。

オ 事業者による次世代自動車の関連技術の開発・製品化を促進します。

カ 市民・事業者に対し環境への負荷が少ない次世代自動車の普及を促進します。



【自転車走行空間】

4.1.1.3. 大気汚染情報の的確な監視と市民への情報提供

☞ 施策の基本的方向

- ⌚ 大気汚染物質や微小粒子状物質（PM2.5）の監視、観測結果の公表、注意報などの周知

ア 大気汚染物質（二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）や微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染の実態を的確に把握するため、大気測定局での監視を継続し、観測結果を公表します。

イ 大気汚染物質（二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）の注意報等が発令されたときや微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起情報が発表されたときには、速やかに市民・事業所などに周知します。

4.1.1.4. アスベストの大気環境への排出防止

☞ 施策の基本的方向

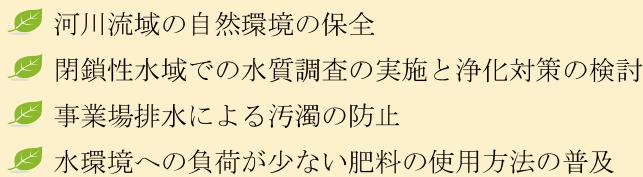


- ア 解体工事などに伴うアスベストの飛散防止対策の指導を周知・指導します。

4.1.2. 水質保全対策

4.1.2.1. 川や湖を守る条例の運用

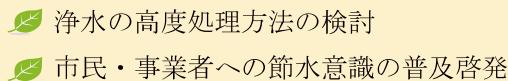
☞ 施策の基本的方向



- ア 河川流域の自然環境の保全を推進するため、浜松市川や湖を守る条例（平成20年浜松市条例第49号）に基づき、環境共生区域での河川パトロールなどを実施します。
- イ 浜名湖内湾の中で、猪鼻湖、引佐細江湖、庄内湖など、閉鎖性水域の水質改善を図るために、水質調査を実施し、有効な浄化対策を検討するとともに、効果的な対策の推進を図ります。
- ウ 湖沼保全区域内の特定事業場への立入検査を実施し、事業場排水について適切な指導を行います。
- エ 湖沼保全区域における肥料の使用実態の把握に努めるとともに、同区域において肥料を使用する者に対し、水環境への負荷が少ない肥料の使用方法の普及に取り組みます。

4.1.2.2. 生活用水の安定供給

☞ 施策の基本的方向



- ア 生活用水については、水源の水質悪化リスクに対する、浄水の高度処理方法を検討します。
- イ 市民・事業者に対して、健全な水循環の重要性などについて情報提供を行うとともに、節水意識の普及啓発に努めます。

4.1.2.3. 生活排水による水環境への負荷低減

☞ 施策の基本的方向

- leaf 公共下水道の接続率の向上と効果的な整備
- leaf 合併処理浄化槽への設置替えの促進と浄化槽の適切な維持管理の呼びかけ

- ア 公共下水道整備区域において接続率の向上を図るとともに、整備予定区域については効果的な整備を進めます。
- イ 公共下水道整備予定区域外において、くみ取便槽や単独処理浄化槽を使用している世帯に対し、合併処理浄化槽への設置替えを促すとともに、すべての浄化槽設置者に対し適正な維持管理を呼びかけます。

4.1.2.4. し尿・浄化槽汚泥の安定的な処理の確立

☞ 施策の基本的方向

- leaf し尿処理施設の適切な運転と維持管理
- leaf ライフサイクルコストの低減と、将来を見据えたし尿処理施設の統廃合と整備計画
- leaf 大規模災害時における強靭なし尿処理体制の確立

- ア し尿処理施設の適切な運転管理体制を確立するとともに、性能水準確保のため、年次計画に基づく維持管理を行います。
- イ し尿処理施設のライフサイクルコストの低減を図るとともに、下水道接続率の向上や将来の人口減少を見据え、施設の統廃合や長寿命化計画により、改修工事と予防保全を行うことで、安定的なし尿処理体制の確立を図ります。
- ウ 予測される大規模災害時に対応可能なし尿処理体制を構築します。

4.1.2.5. 工場・事業場における排出水対策

☞ 施策の基本的方向

- leaf 工場・事業場に対する排水基準の遵守の徹底と、排出水対策の強化の呼びかけ
- leaf 排出基準が適用されない工場・事業場における自主的な対策への助言・指導
- leaf 着色度測定の監視と公共用水域等色汚染対策協議会における色汚染問題対策の検討

- ア 工場・事業場における排水基準の遵守はもとより、一層の汚濁負荷削減のため、排出水対策の強化への協力を求めていきます。
- イ 排出基準が適用されない工場・事業場に対しては、排出水の自主測定の実施などの自主的な対策について助言・指導を行います。
- ウ 良質な水質を守るため、着色度測定などにより監視を行うとともに、公共用水域等色汚染対策協議会において色汚染問題対策について検討します。

4.1.2.6. 市民や各種団体との連携による活動の推進

☞ 施策の基本的方向

- leaf 環境活動への参加者・参加団体との連携
- leaf NPO・自治会・事業者などの水環境改善に向けた意識向上

- ア 環境活動を通じて、参加者・参加団体と連携を図りながら、清掃活動や動植物の保全活動、勉強会などを開催し、河川、湖沼などの水質改善対策事業を推進します。
- イ NPO・自治会・事業者などと幅広く協働し、水環境に関する意見交換会の開催などを通じて、水環境改善に向けた意識向上を図ります。
- ウ 広報紙やインターネット等による水質調査結果の公表などを通じて、水環境改善のための施策について市民の理解と協力を得られるよう取り組みます。



【ウェルカムクリーン作戦】

4.1.2.7. 水質汚濁状況の的確な監視

☞ 施策の基本的方向

- leaf 水質監視体制の整備と監視結果の公表

- ア 河川・湖沼など、公共用水域の測定点や、測定回数、測定項目を見直すなど、水質の実態を的確に把握する体制を整え、常時監視を実施し、監視結果を公表します。

4.1.3. 音・かおり・光に関する生活環境の保全及び創造

4.1.3.1. 感覚公害に対する指導、啓発活動

☞ 施策の基本的方向

- leaf 法令に基づく感覚公害に関する指導、啓発活動の推進

- ア 静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成10年静岡県条例第44号。以下「生活環境保全条例」という。）、音・かおり・光条例に基づき、生活騒音対策に関する指導、啓発活動を推進します。
- イ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）や生活環境保全条例、音・かおり・光条例に基づき、悪臭対策に関する指導、啓発活動を推進します。
- ウ 音・かおり・光条例の規定に基づき、照明器具などの減灯などの協力要請、照明器具などの設置における配慮、営業時間外における減灯又は消灯の奨励、投光器などの使用の制限について、市民・事業者に協力を求めます。



浜松市音・かおり・光環境創造条例

4.1.3.2. 浜松市音・かおり・光資源の保全

☞ 施策の基本的方向

- 浜松市音・かおり・光資源の周知

- ア 音・かおり・光条例に基づき選定した浜松市音・かおり・光資源を、広く市民に周知します。

4.1.4. **騒音・振動・悪臭対策**

4.1.4.1. 自動車騒音・振動対策の推進

☞ 施策の基本的方向

- 公共交通機関の利用率の向上
- 安全な歩行者・自転車走行空間の整備
- 道路改良による渋滞対策の推進
- 道路改良による自動車騒音・振動の緩和対策の推進

- ア 市民の生活を支えるために必要な公共交通サービスを維持するとともに、地域が主役となって育てる持続可能な公共交通を目指し、地域の実情に合うよう運行形態の改善を検討します。
- イ 公共交通機関の利用を高めるために、主要な鉄道駅、大型商業施設、総合病院などと連携し、パーク&ライドやサイクル&ライドを推進します。
- ウ 歩行者や自転車にも安全な歩行空間と自転車走行空間の整備を進めます。

- エ 渋滞多発ポイントにおける交差点の改良及び道路の拡幅事業などにより渋滞対策を進めます。
 - オ 良好的な住環境を保全するため、高機能舗装の整備や街路樹の配置により、自動車騒音・振動の緩和対策を推進します。
- ※ ア～エは、4.1.1.2.再掲

4.1.4.2. 工場・事業場及び建設作業における騒音・振動対策の推進

☞ 施策の基本的方向

 法令に基づく規制と騒音・振動対策の低減手法の指導

- ア 工場・事業場及び特定建設作業現場からの騒音・振動を抑制するため、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）や生活環境保全条例に基づく規制・指導を行います。
- イ 低騒音型設備の導入や防音対策の手法を指導します。

4.1.4.3. 航空機騒音対策の推進

☞ 施策の基本的方向

 関係機関との連携による航空機管理者への騒音対策の呼びかけ

- ア 浜松飛行場周辺の航空機騒音対策については、県などと協力し、管理者に対して騒音の低減対策の推進、防音工事の実施を図るよう求めます。

4.1.4.4. 悪臭対策の推進

☞ 施策の基本的方向

 法令に基づく規制と悪臭防止対策の手法の指導

- ア 地域で発生する悪臭を抑制するため、その発生源に対して悪臭防止法や生活環境保全条例に基づく指導を行います。
- イ 悪臭防止に向けた指導啓発に努めます。
- ウ 畜産農家に対し、県との連携による現場確認や指導、悪臭対策講習会への参加を支援します。
- エ 畜産経営に起因する悪臭を防止するため、処理施設及び処理機械の導入を促進するとともに、新たな悪臭防止対策を検討します。

4.1.4.5. 騒音・振動の的確な監視

☞ 施策の基本的方向

leaf 各種騒音・振動の測定と結果の公表

- ア 自動車騒音、環境騒音（一般地域）、航空機騒音、新幹線鉄道騒音・振動に係る測定を継続して実施し、測定結果を公表します。

4.1.5. 土壤・地下水汚染の防止

4.1.5.1. 工場・事業場などの敷地土壤の汚染防止

☞ 施策の基本的方向

leaf 法令に基づく土壤・地下水調査の監視・指導と適切な汚染の除去等の措置の指示

- ア 有害物質を取扱う工場・事業場などに対する監視・指導の徹底を図ります。
- イ 有害物質を取扱う工場・事業場の廃止などによる利用形態の変更や移転に際しては、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「土対法」という。）に基づく土壤調査及び地下水調査を実施するよう事業者に指導します。
- ウ 土壤・地下水の汚染が判明した場合には、適切な汚染の除去等の措置を図るよう事業者に指示します。

4.1.5.2. 環境保全に配慮した農業と農業水利施設の維持管理

☞ 施策の基本的方向

leaf 環境保全に配慮した農業生産者のエコファーマー認定

leaf 農業水利施設の適切な維持管理による塩水化の防止

- ア 堆肥などの土づくりや減化学肥料・減農薬など環境保全に配慮した農業生産者をエコファーマーとして認定し、環境保全型農業を推進します。
- イ 海岸沿いの平坦地における、地下水位の低下による塩水化を防止するため、農業用水の確保を図るとともに、農業水利施設の適切な維持管理を図ります。

4.1.5.3. 地下水の水質調査と浄化対策の徹底

☞ 施策の基本的方向

leaf 地下水の水質調査の実施

leaf 汚染源に対する継続的な浄化対策の実施の指導

leaf 汚染地域の継続的な監視

- ア 地下水の汚染状況を把握するため、地下水の水質調査を定期的に実施します。
- イ 汚染井戸が発見された場合には、汚染の範囲、程度、汚染原因の究明などの調査を実施するとともに、汚染源に対して、継続的な浄化対策の実施を指導します。
- ウ 汚染地域について、継続的に監視を行うために、定点モニタリング調査を実施し、浄化対策による改善効果や汚染の推移を確認します。

4.1.5.4. 地下水のかん養

☞ 施策の基本的方向

- 葉 法令に基づく規制と地下水に関する調査の実施
- 葉 地下水利用事業者に対する自主的な取り組みの呼びかけ
- 葉 源水に関する情報の収集と保全対策

- ア 静岡県地下水の採取に関する条例（昭和 52 年静岡県条例第 25 号）に基づき、地下水の揚水の規制・指導を行います。
- イ 地下水位の観測や塩水化調査に継続的に取り組みます。
- ウ 地下水を利用している各事業者の自主的な取り組みについて、継続して協力を求めていきます。
- エ 健全な水循環を示す湧水について、情報を収集するとともに、保全に向けた取り組みを進めます。



【健全な水循環を示す湧水】

4.1.5.5. 工場・事業場に対する指導

☞ 施策の基本的方向

- 葉 法令に基づく有害物質の地下水への浸透の防止策の指導と地下水・土壌調査の命令

- ア 有害物質を取扱う工場・事業場などに対して、有害物質の地下水への浸透の防止策を指導します。
- イ 地下水汚染の未然防止を図るため、必要に応じ土対法に基づく調査を命令します。

4.1.6. 有害化学物質などの対策の推進

4.1.6.1. 工場・事業場の監視と指導

☞ 施策の基本的方向

- 葉 法令に基づく有害化学物質の排出抑制のための規制・指導

ア 大防法、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）などに基づき排出規制の対象となっている有害化学物質について、排出抑制のための規制・指導を行います。

4.1.6.2. PCB（ポリ塩化ビフェニル）、アスベスト廃棄物の適正処理

☞ 施策の基本的方向

- leaf 法令に基づくPCB、アスベスト廃棄物の適正処理のための監視・指導
- leaf 飛散性アスベストの安全な埋立処分の呼びかけ

ア PCB、アスベスト廃棄物については、廃棄物処理法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）などに基づき適正に処理されるよう、監視・指導を行います。
イ 市内での飛散性アスベストの埋立処分については、圧縮固化などのより安全性が高いものとなるよう事業者へ呼びかけます。

4.1.6.3. 農薬類の適正な使用

☞ 施策の基本的方向

- leaf 農薬類の使用量の低減や耕作土の流出の抑制

ア 農地などの農薬類の適正使用の指導による使用量の低減や耕作土の流出を抑制するため流出防止対策を促します。

4.1.6.4. 野焼きの防止

☞ 施策の基本的方向

- leaf 違法な野焼きの監視・指導

ア 違法な野焼きを防止するための監視・指導を行います。

4.1.6.5. ダイオキシン類に関する監視

☞ 施策の基本的方向

- leaf ダイオキシン類の測定と結果の公表

ア 河川水、河川の底質、土壤、大気などを対象としたダイオキシン類の測定を継続して実施し、測定結果を公表します。

4.1.6.6. 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善

⇒ 施策の基本的方向

- leaf 法令に基づく化学物質排出量などの報告の指導
- leaf 化学物質排出量などの情報提供

- ア 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号。PRTR 法。）に基づき、対象事業者に化学物質排出量などの報告の徹底を指導します。
- イ 地域別、事業者別などにおける化学物質の種類や排出量、移動量などの情報を市民に提供し、事業者の自主的な化学物質の管理改善を促進します。

4.1.6.7. 有害大気汚染物質の監視

⇒ 施策の基本的方向

- leaf 大気中の有害大気汚染物質の測定・監視

- ア 大気中のベンゼン、トリクロロエチレン等の有害大気汚染物質の測定・監視を行い、問題がある場合には対策を図ります。

4.1.6.8. 市民マナー条例の運用

⇒ 施策の基本的方向

- leaf 条例に基づく迷惑行為の排除

- ア 歩きたばこやポイ捨てなどの迷惑行為を禁止した「浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例（通称：市民マナー条例）」に関する啓発活動を推進し、快適で良好な生活環境の実現に向けて、市民や事業者の意識向上を図ります。

環境基準^{※1}の達成状況

測定項目	達成状況	
	平成25年度 (2013)	
環境基準に係る大気汚染の達成状況	市内の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局のうち、大気環境基準値を達成した測定局の割合(達成地点数／測定地点数)	二酸化硫黄(SO ₂) 100% (6/6)
		二酸化窒素(NO ₂) 100% (10/10)
		一酸化炭素(CO) 100% (3/3)
		浮遊粒子状物質 100% (10/10)
		光化学オキシダント 0% (0/10)
		微小粒子状物質 (PM2.5) 0% (0/4)
環境基準に係る水質汚濁の達成状況	公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準を達成した測定地点の割合(達成地点数／測定地点数)	河川 (<u>BOD</u>) 100% (7/7)
		湖沼 (<u>COD</u>) 0% (0/2)
		海域 (COD) 100% (6/6)

※1 環境基準の評価方法は、環境庁大気保全局長通達に基づく。(光化学オキシダントは短期的評価、それ以外の項目については長期的評価による)